

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

2016年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。この法律は、職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的としています。

この法律に基づき、当社も「一般事業主行動計画」(※)を策定しました。

※一般事業主行動計画とは？

女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、国・地方公共団体・一般事業主それぞれの責務を定めたものです。雇用している、または雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を実施するよう努めることとされています。301人以上の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、公表、労働者へ周知することが義務付けられています。

【当社の労働者の現状】

- ・全国的に女性の就業率は上昇しているが、当社の採用率においては、昨年度は 35.7%と低い値を示している。
- ・当社の平均勤続年数は、女性社員においては 13.3 年。男性においては 21 年と男女別の差が大きい。

【当社の行動計画】

■ 数値目標

- 課長職より1つ下の職階の女性の割合を4%→8%にする
- 男性育児休業取得率を50%、平均取得期間を2週間、
女性育児休業取得率を100%、平均取得期間を1年にする。

■ 計画期間

令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日

■ 計画内容

(目標1)公正な評価・登用プロセスの再確認と周知

令和5年4月～ プロセスの確認・基準の見直し・明確化

令和6年3月～ 評価プロセスを全社に周知

(目標2)男女ともに育児休業を取得しやすい職場環境の整備

令和5年4月～ 育休取得状況の現状把握・確認

令和6年4月～ 育休取得者の社内共有

令和7年9月～ 育休取得事例の社内共有・情報提供